小児慢性特定疾病指定医の更新手続きについて

小児慢性特定疾病指定医の職務に、指定期間満了後も引き続き本県において 従事される方は、小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写しを添えて、原則満了 日の1ヶ月前までに別紙により申請願います。

なお、医療機関の所在地が甲府市内にある場合には、中核市になった甲府市へ 平成31年4月1日から法定事務として、小児慢性特定疾病に係る業務が委譲 されました。

難病指定医及び協力難病指定医が主たる勤務地のある都道府県に申請するのに対して、小慢指定医は複数の医療機関に勤務しその勤務地の都道府県、指定都市及び中核市が異なる場合にあっては各々に申請することとなっているため、甲府市とそれ以外の県内市町村において小慢指定医の職務に従事される方は、甲府市と県の両方に申請する必要がありますのでご留意願います。

(専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は更新時に研修の受講が義務づけられているのに対して、専門医の資格を有しない小慢指定医には 更新時に研修の受講の義務はありません。)

<県に送付する書類>

小児慢性特定疾病指定医更新申請書及び小慢指定医の指定証の写し

<更新申請書類郵送先>

 $\mp 400 - 8501$

甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県福祉保健部健康増進課 難病担当

<留意事項>

- ・甲府市内の医療施設が主に従事する施設であって、山梨県内の甲府市以外の市町村で年1回程度であっても、指定医の職務を行う可能性がある場合には、申請書の施設名称には甲府市以外の施設名称をお書きください(甲府市内の施設は不要になります)。
- ・県が発行する指定書を、甲府市内の医療機関宛てに郵送を希望される際には、 連絡先に<u><郵送希望先></u>と記して、甲府市内の医療機関名称、所在地を書いてく ださい。

問い合わせ先 山梨県福祉保健部 健康増進課 難病担当 055-223-1496